

28佐監第34号の22
平成28年8月10日

請 求 人 様

佐倉市監査委員 山 口 勉
佐倉市監査委員 松 田 和 哲
佐倉市監査委員 山 口 文 明

佐倉市職員措置請求について（通知）

第1 監査の請求

1 請求人
省略

2 請求書の提出日
平成28年6月13日

3 請求書の内容（請求書記載原文のまま）

佐倉市長に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

別表は平成26年及び平成27年において、佐倉市長である蕨和雄氏が公務の裏づけの無いまま市長専用の運転手付黒塗り公用車（以下単に「公用車」という。）、タクシー券を使用した案件と市長交際費を支出した案件です。これらに係る支出は全て違法不当な公金の支出です。

市長の公用車並びにタクシー券使用に係る情報公開請求をし、公用車使用が公務であることの裏付けとなる文書の公開請求を行った結果、市から示された運転日報、市長出張命令簿、出席要請に関する文書その他の文書などから判断しても、公務の裏付けとなる文書の存在が存在せず、目的も実態も明らかでなく深夜まであるいは翌朝まで使用するなど、公務であることを確認できないものばかりであり、また、タクシー利用券には出発地、到着地とも蕨氏本人とは全く異なる筆跡で書かれたタクシー利用券もあり、別表に記載した公用車使用並びにタクシー券使用は公務による適正な使用とは認めがたいものでした。公務を裏付ける文書、記録がないので、更に、請求人は追加して公務を裏付ける資料の公開請求を行ったにもかかわらず、市長の私的な公用車使用を後追いで記録した秘書課作成の文書が示されたのみで、また憲法違反となる使用もありました。違法不当な公用車運行に係る燃料費、人件費、車両リース料その他公用車の運行に係る経費やタクシー利用に係る経費の返還と市長交際費として支払われた支出分を、蕨佐倉市長に返還するよう求めます。

市民の税金を原資として公用車の運行やタクシーの利用をしているのですから、公務

を裏付ける文書、記録が無いものは私的利用ですので、公務として公用車もタクシーも使うことができず、公務としての裏づけのない会合等の出席などへも市長交際費の支出はできないものです。

財務会計上の行為から1年経過しているものもありますが、請求人が情報公開請求を行い市から文書を示されてからは1年経っていません。通常、一般市民は情報公開請求を行い、情報の提供を受けてはじめて直接情報に接することになり、内容を知り得る状態になります。したがって、この請求は合理的期間内に行われたものです。

別表省略。

第2 請求の受理

1 請求人に対する補正指示

(1) 本件請求書について、平成28年6月17日、請求人に対し、以下の内容について補正するよう指示した。

ア 監査請求対象として佐倉市職員措置請求書別表に掲げる支出一覧表のうち、財務会計行為のあった日から1年を経過しているものについて、請求の要旨の記載事項のほかにも正当な理由があればそれを証する書面。

イ 監査請求対象として佐倉市職員措置請求書別表に掲げる支出一覧表のうち、財務会計行為のあった日から1年を経過していないものについて、返還を求めべき損害額を特定し、それを証する書面。

(2) 請求人からは、平成28年6月22日付書面において、前記補正指示に従った補正があった。

補正の内容は以下のとおりである。

財務会計行為のあった日から一年を経過しているが請求する正当な理由

請求人は、平成27年6月議会で蕨和雄佐倉市長の黒塗り専用公用車を現在のトヨタ クラウンハイブリッド（5年間のリース契料 8,89万5千円、平成24年6月議会で採択。）から、さらに高級なトヨタマジスタにグレードアップする特別職等公用車運行管理事業約1000万円の予算（5年間のリース料）が議会において否決されたこと、平成27年9月議会でA議員が質問したこと、平成27年11月議会でB議員の質問があったこと等から関係書類の情報公開請求を行いました。市から開示された書類を見て始めて蕨市長が公務の裏づけの無いまま、公用車、タクシー券を使用し、それが私的使用であったことを知り、更に違法、不当に使用していたことに伴う交際費を含む公金の違法、不当な支出が分かったのです。

一般市民は、通常、市役所内部において非公開で事務処理されている財務会計行為の個別の時期、内容など一連のプロセスを財務会計行為から一年以内に知る機会など全く無いのです。議会で議員からの質問があつて初めて微かな情報に接することができるのです。そのわずかの情報を拠りどころにして、情報公開請求をして、それでも十分な情報で開示されるとは限りませんが、やっと情報にたどり着くのです。これが佐倉市で行政情報を得るためにできる最大限のことなのです。

したがって、情報公開請求を行い、情報が開示されてから一年以内ですから、個別の財務会計行為から一年経過してもこの請求は合理的なものであり、正当な理由と云うべきであります。

財務会計行為のあった日から一年を経過していないものについて、返還を求めるべき損害の特定について

請求金額は、別表に掲げる、蕨和雄市長が、公務を裏づける公文書の無いまま、即ち、公務の裏付けの無い、違法不当に公用車を使用したことに伴う経費全て並びに公務の裏づけの無い出張と称する行為に伴う交際費の支出全ての金額です。

2 要件審査

(1) 請求対象事項について

本件監査請求（以下、本件請求」という。）では、佐倉市職員措置請求書（以下、「本件請求書」という。）において、「別表は平成 26 年及び平成 27 年において、佐倉市長である蕨和雄氏が公務の裏付けの無いまま市長専用の運転手付黒塗り公用車（以下単に「公用車」という。）、タクシー券を使用した案件と市長交際費を支出した案件です。これらに係る支出は全て違法不当な公金の支出です。」との記載があることから、地方自治法（以下、「法」という。）第 242 条第 1 項の違法又は不当な「公金の支出」を請求の対象としていると認められる。

(2) 求めることができる必要な措置について

本件請求書には、「違法不当な公用車運行に係る燃料費、人件費、車両リース料その他公用車の運行に係る経費やタクシー利用に係る経費の返還と市長交際費として支払われた支出分を、蕨佐倉市長に返還するよう求めます。」との記載があることから、佐倉市において、佐倉市長蕨和雄（以下、「佐倉市長」という。）に対して返還請求をするよう勧告する旨を求める趣旨であると認められる。

(3) 請求期間について

ア 本件請求のうち、別紙「支出一覧表」番号 1 番から 108 番までの燃料費、タクシー料金、公用車委託料、有料道路通行料、交際費の支出、同 109 番の燃料費、公用車委託料の支出、同 110 番の公用車委託料の支出、同 113 番の交際費の支出については、各財務会計行為の日が平成 27 年 6 月 13 日以前であることから、本件請求は、財務会計上の行為（公金の支出）から 1 年を経過している。

これらの財務会計行為についての本件請求については、法第 242 条第 2 項ただし書にいう「正当な理由」の有無を判断する必要がある。

しかし、監査委員による本件請求を受理するか否かの合議において、「正当な理由」の有無については、本件請求書から一見明確に判断することができず、請求人に補正及び意見陳述を求めた上で、慎重に判断すべきとの結論に至った。

したがって、本件請求のうち、別紙「支出一覧表」番号 1 番から 108 番までの燃料費、タクシー料金、公用車委託料、有料道路通行料、交際費の支出、同 109 番の燃料費、公用車委託料の支出、同 110 番の公用車委託料の支出、同 113 番の交際費の支出についても、本件請求をいったん受理し、監査を実施する中で再検

討することとした。

イ その他の支出については、各財務会計行為の日は平成27年6月14日以降であることから、法第242条第2項に規定する請求可能な期間を徒過していないものと認められる。

(4) 返還を求めるべき損害の特定について

本件請求書において、「違法不当な公用車運行に係る燃料費、人件費、車両リース料その他公用車の運行に係る経費やタクシー利用に係る経費の返還と市長交際費として支払われた支出分を、蕨佐倉市長に返還するよう求めます。」との記載があり、さらに、平成28年6月22日付で補正された本件請求書において、「公務の裏付けの無い、違法不当に公用車を使用したことに伴う経費全て並びに公務の裏づけの無い出張と称する行為に伴う交際費の支出全ての金額です。」との記載がある。

このように、財務会計行為によって支出された費目を一応特定することはできたため、具体的な金額の特定がなくとも、本件請求をいったん受理し、監査を実施する中で再検討することとした。

(5) その他の要件について

請求人が佐倉市民であること、佐倉市の執行機関等が指定されていること等、その他の要件については、すべて満たしているものと判断した。

3 請求の受理

前項の要件審査を行った結果、平成28年7月4日、監査委員の合議により、本件請求書の受理を決定し、前記2(3)及び(4)については、法第242条第1項及び第2項所定の要件を具備しているものか否か、引き続き審査することとした。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求において監査を求められた事項について、要件審査の結果、以下の事項を監査対象とした。

- ・財務会計行為から1年を経過した請求について、正当な理由の有無
- ・佐倉市長の公用車、タクシーの利用が公務であるといえるか
- ・佐倉市長の交際費支出が適切か
- ・佐倉市長の行為が憲法第20条第3項又は第89条に違反しているか

2 監査対象部課

企画政策部秘書課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成28年7月14日、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を与えた。その際、法第242条第7項に基づき、関係職員を立ち

会わせた。

(1) 請求人からは、同日付「佐倉市職員措置請求書の補正について」が提出された。

その内容は、平成28年6月22日付「佐倉市職員措置請求書の補正について」のうち、以下の点を訂正するものであった。

- ① 「(5年間のリース契料 8, 89万5千円、平成24年6月議会で採択。)」を削除
- ② 「平成27年9月議会」を「平成27年8月議会」に訂正
- ③ 「平成27年11月議会」を「平成27年8月議会決算審査特別委員会」に訂正、追記

請求人からはその余の証拠の提出はなかった。

(2) 請求人は、本件請求で指摘した日時に、佐倉市長が公務以外の行動を取っていたという確定的な情報を数名の人物から得ているものの、その人物の名前を明かすことは差し控えたいので、具体的に佐倉市長が公務以外の行動を取っていた事実を摘示することはしない旨、請求人が憲法違反の公用車運行であると主張する日時に、佐倉市長が具体的にどのような行動をしたのかは把握していない旨陳述した。

また、平成27年11月18日までに情報公開請求による資料を入手してから、平成28年6月13日に本件請求をするまでの間、7か月ほどが経過している理由について、請求人の主宰する会において資料を精査したが、資料の確認は請求人ひとりで行うことになったため、時間がかかってしまった旨陳述した。

4 関係職員の陳述

平成28年7月14日、秘書課長及び秘書課職員から陳述の聴取を行った。その際、法第242条第7項に基づき、請求人を立ち会わせた。

また、これに先立って秘書課から、本件請求書に対する意見書、監査資料として、最高裁平成18年12月1日判決文、太平洋美術会に関する資料、災害時等における協力に関する協定書、災害時等における応急対策の活動協力に関する協定書、八坂神社祭礼の招待状、学校給食における地場農産物の利用に関する資料、公用車の運行に係る業務委託単価契約書、業務委託約款、公用車運行管理業務委託仕様書、3社との間のタクシー使用に関する契約書、市長交際費の支出及び公表に関する基準、本件請求に係るすべての財務会計行為の日を特定する資料の提出を受けた。

5 関係人調査

平成28年7月22日、佐倉市長及び秘書課長から聞き取り調査を行った。

調査においては、請求人から違法又は不当であると指摘された財務会計行為について、佐倉市長の具体的な行動、すなわち、行き先、出席した会合名・目的、会見した人物の氏名及び所属等について聴取を行った。

また、これに先立って秘書課から、公用車運行管理業務委託仕様書7の(5)に定める運転日誌に相当する「勤務日報」、同9に定める運行予定表に相当する「市長 週間行事予定」、佐倉市長が平成27年7月11日に出席した祭礼の主催者、持参した提灯に関する資料の提出を受けた。

なお、「市長 週間行事予定」については、毎週火曜日に翌週の予定表を送付すると

のことであり、その後の予定変更は反映されていない旨説明を受けた。

聴取に際しては、秘書課長が佐倉市長の行動に関する前記事項を記載した私的な手控えを持参したため、秘書課長の同意を得た上でこれを閲覧し、佐倉市長からの聞き取り結果と照合し確認した。

第4 監査委員による監査の結果

- 1 本件請求のうち、別紙「支出一覧表」番号1番から108番までの燃料費、タクシー料金、公用車委託料、有料道路通行料、交際費の支出、同109番の燃料費、公用車委託料の支出、同110番の公用車委託料の支出、同113番の交際費の支出に係る請求は、財務会計行為から本件請求まで1年を経過したことの正当な理由がないものと判断し、これを却下する。
- 2 その余の請求については、理由がないものと判断し、これを棄却する。

第5 監査委員の判断理由

- 1 財務会計行為から1年を経過した請求についての正当な理由の有無

(1) 事実関係の確認

ア 本件請求のうち、別紙「支出一覧表」番号1番から108番までの燃料費、タクシー料金、公用車委託料、有料道路通行料、交際費の支出に係る請求については、いずれも、燃料費支払日、タクシー料金支払日、公用車委託料支払日、有料道路通行料支払日が、平成27年6月13日以前であった。

イ 同109番の支出については、燃料費、公用車委託料の支出が、同110番の支出については、公用車委託料の支出が、それぞれ、平成27年6月13日以前であった。

ウ 同113番の交際費の支出に係る請求については、交際費資金前渡執行日が平成27年5月1日、交際費支払日は平成27年5月13日であった。

エ 公用車の使用が適正か否かという問題については、平成27年8月24日から同年9月24日まで開催された平成27年8月佐倉市議会定例会において、A議員が一般質問をしたことによって明るみに出た。

平成27年9月14日開催の決算審査特別委員会において、B議員及びC議員から秘書課長に対して質問がなされ、佐倉市長と教育長が公用車でディナーショーに出席していたが、歌手の氏名については明かせない旨の答弁がなされた。

翌9月15日開催の決算審査特別委員会において、B議員及びC議員から教育長に対して質問がなされ、当該歌手名が明らかにされ、ディナーショーのチケット代金は教育長が私費で支払ったとの答弁がなされた。

これらのやりとりの概要は、平成27年11月1日発行の佐倉市議会だよりに掲載され、広く市民の知るところとなった。

オ 請求人は、平成27年8月佐倉市議会定例会における、前記A議員の質問内容を知り、また、9月14日開催の決算審査特別委員会を傍聴し、秘書課長からの前記答弁を直接聞いたことから、佐倉市長の公用車の使用等について疑念を抱いた。

カ 請求人は、佐倉市長に対し、平成27年10月13日付公文書開示請求書において、以下の文書の開示請求を行った。（原文のまま）

- ・運転日報（市長車 H26. 7. 17～H27. 7. 29）
- ・出張命令簿（市長 同上）
- ・文書受付簿（H26. 10. 1～H27. 7. 31）

かかる公文書開示請求に応じて、平成27年10月16日付で、以下の文書の開示が決定され、同月19日、請求人に開示された。（原文のまま）

- ・運転日報（市長車 平成26年7月17日～平成27年3月31日）
- ・運転日報（市長車 平成27年4月1日～平成27年7月29日）
- ・出張命令簿（市長 平成26年7月17日～平成27年3月31日）
- ・出張命令簿（市長 平成27年4月1日～平成27年7月29日）
- ・文書受付簿（平成26年10月1日～平成27年3月31日）

これらの文書は、本件請求書に事実を証する書面として全部添付されている。

キ 請求人は、前記文書の開示を受けて、佐倉市長に対し、平成27年10月19日付公文書開示請求書において、以下の文書の開示請求を行った。（原文のまま）

- ・H26. 7. 17～H27. 7. 29まで 行政用務の内容がわかる資料

かかる公文書開示請求に応じて、平成27年11月2日付で、以下の文書のうち、氏名、電話番号、メールアドレス、印影、銀行名、口座番号、預金種目、口座名を除いて開示が決定され、同月4日、請求人に開示された。（原文のまま）

- ・行事文書中、開催日が平成26年7月17日から平成27年3月31日までのもののうち内容がわかる部分
- ・行事文書中、開催日が平成27年4月1日から7月29日までのもののうち内容がわかる部分
- ・秘書課聞き取り中、開催日が平成26年7月17日から平成27年3月31日までのもの
- ・秘書課聞き取り中、開催日が平成27年4月1日から平成27年7月29日までのもの

これらの文書は、本件請求書に事実を証する書面として全部添付されている。

ク 請求人は、前記文書の開示決定を受けて、佐倉市長に対し、平成27年11月2日付公文書開示請求書において、以下の文書の開示請求を行った。（原文のまま）

- ・H26 7/17～H27 3/31 市長のTaxi運行状況がわかる資料

かかる公文書開示請求に応じて、平成27年11月11日付で、以下の文書のうち、氏名、印影、金融機関及び支店コード、金融機関名、支店名、預金種目、預金

口座番号、無線番号を除いて開示が決定され、同月18日、請求人に開示された。

・平成26年度 支出負担行為兼支出命令書 自動車賃借料（佐倉交通7月分から3月分）

・平成26年度 支出負担行為兼支出命令書 自動車賃借料（志津タクシー7月分から2月分）

・平成26年度 支出負担行為兼支出命令書 自動車賃借料（安原運輸8月分、11月分、12月分）

これらの文書は、本件請求書に事実を証する書面として全部添付されている。

ケ 請求人は、平成27年10月29日までに、佐倉市公式ウェブサイト掲載の平成26年度市長D i a r y、平成27年度市長D i a r yの内容を確認した。

請求人は、平成27年10月30日までに、佐倉市公式ウェブサイト掲載の佐倉市長の交際費支出状況26年度及び27年度の内容を確認した。

これらの文書は、本件請求書に事実を証する書面として全部添付されている。

請求人は、佐倉市公式ウェブサイト掲載の佐倉市長の交際費支出状況26年度の内容について、平成28年5月27日にプリントアウトした、佐倉市長の交際費支出状況26年度のページを提出しているが、その内容は、平成27年10月30日と同一である。

コ 請求人は、自らが主宰する会においてこれらの資料を精査したが、実質的には請求人ひとりで資料を確認し、会の複数のメンバーに最終的に見てもらった上で、平成28年6月13日に、本件請求書を提出した。

(2) 判断

ア 最高裁判例における正当な理由の判断基準

特段の事情がない限り、①普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くせば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から、②相当な期間内に監査請求をしたかどうか、によって判断される（最高裁平成14年9月12日判決）。

イ 「知ることができたと解される時」

前記1（1）において認定した事実によれば、請求人は、平成27年9月の佐倉市議会決算審査特別委員会を傍聴した際、佐倉市長の公用車の使用等について疑念を抱き、その後、3度にわたる公文書開示請求を行い、また、佐倉市公式ウェブサイトで公開された情報を収集した。そして、これらの情報を、本件請求書に事実を証する書面として全部添付している。

すなわち、これらの情報のうち最後の公文書開示請求に係る開示日である平成27年11月18日の時点で、佐倉市長による公用車の運行に基づく委託料の支出、交際費の支出、タクシー代の支出等の財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたと解される。

なお、住民が情報公開請求により文書を開示されたときには、住民監査請求をするに足りる程度にその存在及び内容を知ることができたとされる裁判例が存在する

(最高裁平成20年3月17日判決)。

ウ 「相当な期間内」に監査請求がなされたか

前記において認定したところからすれば、請求人が財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたときから、平成28年6月13日の本件請求書の提出まで、208日(約7か月)もの期間が経過している。

請求人は、かかる期間の経過において、資料の確認は実質的に請求人ひとりでは得なかったと陳述した。

前記1(1)カからクにおける公文書開示請求によって開示された文書の量は、平成27年10月19日に開示されたものが31ページ、同年11月4日に開示されたものが173ページ、同年11月18日に開示されたものが110ページであり、開示された文書の量が膨大とはいえない。

また、開示された資料の内容も、運転日報、出張命令簿、文書受付簿、行政用務の内容がわかる資料、タクシー会社との契約書、タクシー券がそれぞれ1年分である。請求人ひとりでこれらを比較対照する作業が必要となつたとしても、7か月もの長期間の経過を正当化することができない。

したがって、「相当な期間内」に本件請求がなされたとは言えない。

(3) 結論

以上のことから、本件請求のうち、別紙「支出一覧表」番号1番から108番までの燃料費、タクシー料金、公用車委託料、有料道路通行料、交際費の支出、同109番の燃料費、公用車委託料の支出、同110番の公用車委託料の支出、同113番の交際費の支出に係る請求は、財務会計行為から本件請求まで1年を経過したことの正当な理由がないものと判断し、これを却下する。

2 返還を求めるべき損害の特定について

本件請求書を受理後、提出を受けた資料を検討した結果、請求人が返還を求めるべきであるとする損害は、以下のとおりである。

- (1) 「タクシー利用に係る経費」については、佐倉市と佐倉交通株式会社、志津タクシー有限会社及び安原運輸株式会社との間で締結された「タクシー使用に関する契約書」第7条に基づき、佐倉市から3社に対して支払われた、発注者の使用した乗車伝票、有料道路通行料金、駐車料金をもって損害とすると特定されていると認められる。
- (2) 「市長交際費として支払われた支出」については、佐倉市長が「市長交際費の支出及び公表に関する基準」に従って支出した市長交際費をもって、損害とすると特定されていると認められる。
- (3) 「違法不当な公用車運行に係る燃料費、人件費、車両リース料その他公用車の運行に係る経費」について
ア 燃料費は、「公用車運行管理業務委託仕様書」11(2)により、発注者である佐倉市の負担とされている。
また、市長車であるトヨタクラウンハイブリッド(以下、「市長車」という。)

は、佐倉市の所有であるところ、「佐倉市庁用車管理規程」第8条に基づいて支払われる。

したがって、燃料費については、同規程第8条に基づいて支払われた金銭のうち、違法又は不当とされた運行距離に相当する金額をもって、損害とすると特定されていると認められる。

イ 人件費は、「公用車運行管理業務委託仕様書」8（1）において、平日の午前8時から午後5時（休憩1時間を除く。）を基本とすると定められている一方、同仕様書8（2）から（5）までにおいて、かかる基本業務を超過する特別業務について定められ、佐倉市と市長車運行の受注者である株式会社セントラルサービスとの間で締結された「業務委託単価契約書」において、特別業務の4つの類型についてそれぞれ、1時間当たり単価ないし1回当たり単価が定められている。

そして、佐倉市と受注者との間で締結された「業務委託約款」第15条により、佐倉市は基本業務及び特別業務の実施数量に、前記単価契約書において定められた契約単価を乗じて算出した金額に消費税を加えた金額を支出する。

したがって、人件費については、違法又は不当とされた市長車の運行によって発生した特別業務の実施数量に契約単価を乗じて算出した金額に消費税を加えた金額をもって、損害とすると特定されていると認められる。

ウ 車両リース料については、市長車は佐倉市の所有であるため、そもそも車両リース料が存在せず、損害としては認められない。

3 財務会計行為から1年を経過していないものについての違法性の有無

(1) 判断基準

ア 市長の交際費の支出についての事案である最高裁平成元年9月5日判決、最高裁平成18年12月1日判決から、市長の行為が公務であるか否かについては、以下の基準に従って判断すべきである。

- ① 市長の行為が、特定の事務を遂行し対外的折衝を行う過程において具体的な目的をもってされるものであれば、許される。
- ② ①に該当しない場合であっても、i 普通地方公共団体の住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を果たすため、相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、ii 社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該地方公共団体の事務に含まれるものとして許容される。

イ 請求人は、公務である根拠の裏付けの文書（なお、請求人は、秘書課等が内部で作成した書面はここでいう文書には含めていないものと理解される。）がないことをもって、公務であることを否定する根拠としている。

しかし、佐倉市長が公務として出席する行事への出席依頼については、必ずしも書面によりなされるものではなく、電話によるもの、関係者が来所し窓口で担当者に伝達するものなど、様々な方法がありうる。また、行事の内容や出席の有無についても、必ずしも公文書が作成されるものではないのであり、私的な手控えや、関係者の記憶

が、その他の客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

ウ つぎに、請求人は、出張命令簿に記載がないことをもって公務であることを否定する根拠としている。

出張命令簿の内容を精査すると、佐倉市長が佐倉市内に出張した際は一切の記載がなく、記載があるのはいずれも佐倉市外の場合のみであった。

すなわち、佐倉市内で開催される行事に出席する場合には、出張命令簿に記載しないという運用がなされていたものと認められるため、出張命令簿への記載がないことのみをもって、公務であることを否定する根拠とすべきではないと判断した。

エ さらに、請求人が提出した運転日報には、市長車の使用開始日時と終了日時、走行距離、給油量が記載されているのみで、かかる記載からは佐倉市長の行き先を特定することができないことを理由として、公務であることを確認できないと主張している。

しかし、秘書課から提出された「勤務日報」には、少なくとも、庁舎、佐倉市長の自宅、市内、市外、東京などの記載が存在し、かかる記載も総合的に勘案して、佐倉市長の行動先を認定すべきと判断した。

(2) 個別案件の具体的検討

ア 平成27年4月2日（別紙109番）

請求人は、17時30分以降、千葉市中央区内の料亭での、県OBとの懇親会が公務であることを裏付ける文書がないことを理由に、公務ではないと主張している。

前記第3の4（平成28年7月14日実施の秘書課長及び秘書課職員からの陳述の聴取。以下同じ。）では、千葉県土木部の元職員と都市整備等についての意見交換を行ったとの主張があった。

さらに、前記第3の5（平成28年7月22日実施の佐倉市長及び秘書課長からの聞き取り調査。以下同じ。）により、千葉県元職員2人の氏名及び懇談目的を確認した。

当該懇談会は、都市整備等の知見を深め、市政の懸案事項についてのアドバイスを受け、また、友好、信頼関係の増進を図る観点から、公務であると判断した。なお、参加費は、佐倉市長自らが支出しており、市の負担はないことを確認した。

イ 平成27年4月18日（別紙110番）

請求人は、佐倉チューリップフェスタ開会セレモニー終了後から、22時30分終了までの間、公務を裏付ける文書がないことを理由に、公務ではないと主張している。

前記第3の4では、夜間に市内上志津三区町会の常会及び懇親会へ出席したとの主張があった。

さらに、前記第3の5により、佐倉チューリップフェスタ開会セレモニー終了後は在庁勤務であったこと及び当該町会の常会への出席を確認した。

当該町会常会及び懇親会への出席は、地域住民からの要請に応えたものであり、意

見交換及び懇親会は、市政のために友好、信頼関係の増進を図る必要性があることから、公務であると判断した。

ウ 平成27年5月6日（別紙111番）

請求人は、成田市内の飲食店における懇談会が公務であることを裏付ける文書がないことを理由に、公務ではないと主張している。

前記第3の4では、過去に市の教育委員会が後援した事業の主催者である相手方と、産業振興についての意見交換を行ったものとの主張があった。

さらに、前記第3の5により、16時00分から20時00分までの懇談時間、相手方である民間人2人の氏名及びその懇談目的に沿った人物であることを確認した。

当該懇談会は、市内での6次産業化に関する産業振興のための意見交換であり、その後、佐倉市長は、産業振興部へ相談相手を紹介し、対応を指示したことを聴取した。

すなわち、当該懇談会については、特定の事務を遂行するための意見交換及び対外的折衝であり、公務であると判断した。なお、参加費は、佐倉市長自らが支出しており、市の負担はないことを確認した。

エ 平成27年5月8日（別紙112番）

請求人は、13時30分、参議院議員への挨拶後、市長車運行終了までの公務を裏付ける文書がないことを理由に、公務ではないと主張している。

前記第3の4では、参議院議員会館での挨拶後、衆議院議員会館及び都内において、当該衆議院議員他と懇談したとの主張があった。

さらに、前記第3の5により、衆議院議員3人の氏名及び面談時間、その後、当該衆議院議員と飲食及びその会場を確認した。

県内選出国會議員との懇談会であり、円滑な市政運営のために友好、信頼関係増進の必要性は認められ、さらに飲食店での懇談会は社会通念上儀礼の範囲と認められることから公務であると判断した。

オ 平成27年5月13日（別紙113番）

請求人は、第111回太平洋美術展授賞式、懇親会に出席することが公務であることを裏付ける文書がないことを理由に、公務ではないと主張している。

前記第3の4では、主催者からの招待状があり、市長ダイアリーにおいて公式行事として佐倉市長の出席が公表されていることを確認した。

さらに、前記第3の5により、当該行事を主催する一般社団法人太平洋美術会は、佐倉出身の画家である浅井忠などが創立した明治美術会を前身とし、この関係で、『「浅井忠ゆかりの地」佐倉市長賞』が新設され、佐倉市長自ら授与を行うことから、当該行事への招待を受けたものであること、また、市長交際費を支出する際の基準の範囲において、祝儀を支出していることを確認した。

当該行事への出席は、市にゆかりの作家の名を冠した賞の授与式典であり、懇親会も社会通念上儀礼の範囲と認められることから公務であると判断した。

カ 平成27年5月16日（別紙114番）

請求人は、成田市内の飲食店での佐倉市管工事協同組合懇親会へ出席することが公

務を裏付ける文書がないことを理由に、公務ではないと主張している。

前記第3の4では、佐倉市管工事協同組合は、市と「災害時における協力に関する協定」を締結しており、災害時における水道施設の復旧及び給水活動等への応援が期待できる団体であることと、災害時の対応を含め、都市整備等について意見交換を行ったとの主張があった。

さらに、前記第3の5により、飲食時間、会場及び相手方を確認した。

当該懇親会への出席は、市政への協力が見込まれる団体との友好、信頼関係の増進を図る必要性があることから、公務であると判断した。なお、参加費は、佐倉市長自らが支出しており、市の負担はないことを確認した。

キ 平成27年5月18日（別紙115番）

請求人は、13時30分、参議院議員会館での挨拶後、市長車運行終了までの公務を裏付ける文書がないことを理由に、公務ではないと主張している。

前記第3の4では、参議院議員会館での挨拶後、市内に戻り、庁内で公務を行った後、富里市内の飲食店において、一般社団法人佐倉市建設業防災協会との懇親会に出席し、同協会は、市と「災害時における応急対策の活動協力に関する協定」を締結しており、災害時における公共施設等の機能確保及び復旧のための災害応急業務での協力が期待できる団体であることと、災害時の対応を含め、都市整備等について意見交換を行ったとの主張があった。

さらに、前記第3の5により、「市長 週間行事予定」には、18時00分から富里市内の飲食店における懇談会の記載があり、18時から20時までの懇談会開催の事実を確認した。さらに佐倉市長からの聴取において、懇談の内容を確認し、関係帳票との整合性を得た。

当該懇親会への出席は、市政への協力が見込まれる団体との友好、信頼関係の増進を図る必要性があることから、公務であると判断した。

ク 平成27年6月4日（別紙116番）

請求人は、18時00分、千葉市中央区内の料亭での懇談会が公務を裏付ける文書がないことを理由に、公務ではないと主張している。

前記第3の4では、懇談会は、佐倉市議会議員他と市政全般についての意見交換を行ったものとの主張があった。

さらに、前記第3の5により、当該議員の他の同席者が、当該議員の所属する政党の関係者であったことを確認した。

佐倉市議会議員及びその関係者との懇談会であり、円滑な市政運営のためにその必要性は認められることから公務であると判断した。なお、参加費は、佐倉市長自らが支出しており、市の負担はないことを確認した。

ケ 平成27年6月11日（別紙117番）

請求人は、19時00分、東京都墨田区内の料亭での懇談会が、公務であることを裏付ける文書がないことを理由に、公務ではないと主張している。

前記第3の4では、衆議院議員3人と市政全般について意見交換を行ったとの主張があった。

さらに、前記第3の5により、懇談時間と、当該議員と飲食したことを確認した。

県内選出国會議員との懇談会であり、円滑な市政運営のために友好、信頼関係増進の必要性は認められ、さらに飲食店での懇談会は社会通念上儀礼の範囲と認められることから公務であると判断した。なお、参加費は、佐倉市長自らが支出しており、市の負担はないことを確認した。

コ 平成27年6月12日（別紙118番）

請求人は、18時00分、東京都中央区内の料亭での懇談会が、公務であることを裏付ける文書がないことを理由に、公務ではないと主張している。

前記第3の4では、衆議院議員1人及び参議院議員1人と市政全般について意見交換を行ったとの主張があった。

さらに、前記第3の5により、懇談時間と、当該議員と飲食したことを確認した。

県内選出国會議員との懇談会であり、円滑な市政運営のために友好、信頼関係増進の必要性は認められ、さらに飲食店での懇談会は社会通念上儀礼の範囲と認められることから公務であると判断した。なお、参加費は、佐倉市長自らが支出しており、市の負担はないことを確認した。

サ 平成27年6月15日（別紙119番）

請求人は、18時00分、千葉市中央区内の飲食店での懇談会が、公務であることを裏付ける文書がないことを理由に、公務ではないと主張している。

前記第3の4では、衆議院議員1人及び千葉県議會議員1人と市政全般について意見交換を行ったとの主張があった。

さらに、前記第3の5により、懇談時間と、当該議員と飲食したことを確認した。

県内選出国會議員と千葉県議會議員との懇談会であり、円滑な市政運営のために友好、信頼関係増進の必要性は認められ、さらに飲食店での懇談会は社会通念上儀礼の範囲と認められることから公務であると判断した。なお、参加費は、佐倉市長自らが支出しており、市の負担はないことを確認した。

シ 平成27年6月16日（別紙120番）

請求人は、正午からの千葉県議會議員他との会食の後、22時30分の市長車運行終了までの公務を裏付ける文書がないことを理由に、公務ではないと主張している。

前記第3の4では、挨拶のみで上記会食はしておらず、佐倉市長は庁舎に戻り夕方まで執務し、同日夜、佐倉市長が佐倉市農業委員の親族の通夜に参列し、その後、同じく通夜に参列した農業委員らと懇談したため、運行終了が22時30分となったとの主張があった。

さらに、前記第3の5により聴取したところ、佐倉市長は、農業委員の親族の通夜であり、農業委員が多数参列していたため、農業委員らの求めに応じて、斎場近隣の飲食店において懇談の機会をもったと述べた。

この点、農業委員の親族の通夜への参列は、市政関係者への弔意を、佐倉市を代表する立場の市長が表すものであり、市政関係者との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的に認められる。また、通夜に出席すること自体は社会通念上儀礼の範囲にとどまるものである。

また、通夜終了後の農業委員との懇談についても、農業委員会との関係では、仮に市政の懸案事項がなく、たまたま通夜の機会を捉えて行われた懇談であっても、農業委員との間の友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的に認められる。また、費用を自ら負担して懇談をすること自体は社会通念上儀礼の範囲にとどまるものである。

したがって、通夜への参列及び懇談会への参加は公務であると判断した。

ス 平成27年7月11日（別紙121番）

（ア）請求人の主張

請求人は、佐倉市長が出席した八坂神社祭礼は宗教行為であり、市長車を使用し出席することは憲法違反。違法な市長車使用になり、公務ではないと主張している。

請求人陳述において確認したところ、請求人は、憲法の政教分離原則に違反するものであると陳述した。

（イ）市の主張

前記第3の4では、八坂神社祭礼は、地域に根差した伝統行事として広く地域住民が交流し、親睦を深める場であるところ、佐倉市長は地域住民から招かれたのに応じて出席したのであり、その態様も、儀礼的行為の範囲にとどまるものであることから、特定の宗教に対する援助、助長、促進になるような効果を伴うものではなく、憲法第20条第3項に違反するものではないとの主張があった。

（ウ）事実関係の確認

前記第3の4では、八坂神社祭礼については、主催者である神社総代、上座交友会から佐倉市宛、佐倉市長の出席を要請する文書が発出され、平成27年7月7日付、出席の回答をした内容の文書が提出され、これを確認した。

神社総代にいう「神社」は宗教法人であり、上座交友会は地域住民の親睦を図ること等を目的とする任意団体である。

さらに、前記第3の5により、佐倉市長は、八坂神社の祭礼は地域に根ざした伝統行事として広く地域住民が交流し、親睦を深める場であると認識していた。

また、佐倉市長は、当日、佐倉市において製作した提灯1個を持参し、主催者に贈呈した。この提灯は、紅白で、「佐倉市」と記載されたものであり、製作費は1個1400円であった。なお、佐倉市長が祭礼に出席する際には必ず持参し、主催者に贈呈しているものである。

その他、佐倉市長は、挨拶と参加者との懇談をしたのみで、拝礼や玉串奉奠など宗教的行為はしていない。

（エ）判断

a 判断基準

最高裁判例は、憲法第20条第3項が禁じる宗教的活動とは、「当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうものと解すべき」とする。

具体的には、「当該行為の主宰者が宗教家であるかどうか、その順序作法（式

次第)が宗教の定める方式に則つたものであるかどうかなど、当該行為の外形的側面のみにとられることなく、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従つて、客観的に判断しなければならない。」としている(津地鎮祭訴訟最高裁昭和52年7月13日判決)。

かかる判断基準に従い、本件市長車の運行が、政教分離原則(憲法第20条第3項、第89条)に違反するかを検討する。

b 場所

祭礼の行われた上座八坂神社は、神社ではあるが、地域住民のため、宗教行事以外にも使用されている場所である。

c 一般人の宗教的評価

例年行われている地域の祭礼であり、地域に根ざした伝統行事として広く地域住民が交流し、親睦を深める場である。

地域住民の意識として、祭礼の宗教的意味合いは薄いものであると認められる。

また、佐倉市長は挨拶をしたのみであり、拝礼や玉串奉奠などの行為をしていないのであるから、佐倉市長の出席が宗教的であると評価される可能性は乏しい。

d 当該行為者の意図、目的、宗教的意識の有無

祭礼に出席した佐倉市長の意図としては、地域住民からの求めに応じて地域の祭礼に参加したというものであり、特定の宗教団体を援助、助長する目的、意図はなく、宗教的意識を持っているとは認められない。

e 一般人に与える効果、影響

祭礼の主催者は、宗教法人である神社総代だけではなく、地域住民の親睦を図ること等を目的とする任意団体も名を連ねている。その祭礼への出席が、特に宗教法人への援助、助長となり、一般人のその宗教法人に対する関心を引き起こすことにはならない。

また、提灯の贈呈も、祭礼の主催者が宗教法人であるか否かにかかわらず、市内での祭礼に佐倉市長が出席した際には必ず持参するものであるから、その提灯が贈呈されたことをもって、一般人にその宗教法人に対する関心を引き起こすことにはならない。

(オ) 結論

よって、佐倉市長が八坂神社祭礼に出席したことは政教分離原則に反するものではなく、これをもって公務ではないと判断することはできない。

セ 平成27年7月16日(別紙122番)

請求人は、当日走行距離133キロの公務を裏付ける文書がないことを理由に、公

務ではないと主張している。

前記第3の4では、市内における土木部関係の懸案か所の視察を行い、それが志津地区から弥富地区にかけての複数か所であったため、走行距離が伸びたものとの主張があった。

さらに、前記第3の5により、「勤務日報」等から行き先の確認、また、佐倉市長からの聴取により、当日の佐倉市長の行動を確認した。

当日の佐倉市長の行動は、午前中から午後にかけての市政の懸案か所の視察であり、また、16時00分以降の再度の市内の視察、自宅との往復距離などから、相当な距離に及んだものと想定されるものであり、市政の懸案事項に係る視察は公務であると判断した。

ソ 平成27年7月20日（別紙123番）

請求人は、23時00分終了までの公務を裏付ける文書がないことを理由に、公務ではないと主張している。

前記第3の4では、当日市内において、弥富直売所関係者との懇談会に出席し、農産物の地産地消等についての意見交換を行ったとの主張があった。

弥富直売所は、市内の小中学校の給食用に地場農産物の提供を行っている。

さらに、前記第3の5により、「市長 週間行事予定」に17時00分から市内個人宅で懇談会の記載があることを確認し、聴取により、当該懇談会が農業委員会事務局長からの要請により設定されたことが判明した。また、懇談した個人3人の氏名を確認した。

当該懇談会への出席は、6次産業等農業振興策及び学校給食における地場農産物の地産地消等について、生産者らと意見交換を行ったものであり、特定の事務を遂行し対外的折衝を行う過程において具体的な目的をもってされた公務であると判断した。

タ 平成27年7月23日（別紙124番）

請求人は、15時開始の会議終了後、22時30分に市長車の運行が終了するまでの間、公務を裏付ける文書がないことを理由に、公務ではないと主張している。

前記第3の4では、佐倉市長が佐倉市民花火大会への協力者との懇談会に出席し、協力への御礼を述べ、花火大会実施に関する打合せ及び意見交換をしたとの主張があった。

さらに、前記第3の5により、「市長 週間行事予定」を確認したところ、18時00分から千葉市中央区内の飲食店において懇談会の記載を確認した。

佐倉市長は、佐倉市民花火大会実行委員会委員長を務めている。同委員会は、佐倉市のほか、佐倉市観光協会、佐倉商工会議所、佐倉青年会議所によって構成される団体であるが、花火大会の実施に当たり、佐倉市は、佐倉市民花火大会基金を設け、多額の財政支出をするとともに、開催終了後に余剰金が出れば、市への返還を求め、これを翌年のために上記基金に積み立てている。また、同委員会委員長は佐倉市長をもって充てることとされている。

したがって、市民花火大会への協力者との懇談は、市民花火大会の実施という特定の事務を遂行し、協力者との対外的折衝を行う過程において、具体的な目的をもってなされているのであるから、佐倉市長の公務であると判断した。

チ 平成27年7月24日（別紙125番）

請求人は、18時00分、千葉市中央区内の料亭での懇談会が、公務であることを裏付ける文書がないことを理由に、公務ではないと主張している。

前記第3の4では、千葉県議会議員と市政全般について意見交換を行ったとの主張があった。

さらに、前記第3の5により、千葉県議会議員3人の氏名を確認した。

千葉県議会議員との懇談会であり、円滑な市政運営のために友好、信頼関係増進の必要性は認められ、さらに飲食店での懇談会は社会通念上儀礼の範囲と認められることから公務であると判断した。なお、参加費は、佐倉市長自らが支出しており、市の負担はないことを確認した。

ツ 平成27年7月28日（別紙126番）

請求人は、15時00分、高崎川流域雨水対策協議会総会終了後の公務を裏付ける文書がないことを理由に、公務ではないと主張している。

前記第3の4では、千葉県議会議員2人と市政全般について意見交換を行ったとの主張があった。

さらに、前記第3の5により、懇談時間と、当該議員と市内飲食店での懇談を確認した。

千葉県議会議員との懇談会であり、円滑な市政運営のために友好、信頼関係増進の必要性は認められ、さらに飲食店での懇談会は社会通念上儀礼の範囲と認められることから公務であると判断した。

(3) 財務会計行為から1年を経過していないものについての違法性の有無についての結論

以上の点から、検討すべき個別案件すべてについて公務であるとし、本件請求については理由がないものと判断した。

第6 意見

市長の公務は、広範多岐にわたる一方で、公私の特定が困難である。

佐倉市長におかれては、市民から、公務の内容について常に高い関心が寄せられるとともに、その行為が公私混同ではないかと、常に疑念を持たれる可能性があることを十分認識した上で、市長車を用務のために使用するに際しては、自らの用務が「公務」に該当するか否かについて厳格に判断されたい。その判断に際しては、用務の出席の依頼者とその属性、市政との関連性、用務の内容等を判断要素として、市民目線で、客観的に判断するように努められたい。

また、秘書課においては、本来業務である佐倉市長のスケジュール管理及び運転日報等の具体的記載の整備を図ることにより透明性を高めるなど、事務処理の改善をされたい。

別 紙

支 出 一 覧 表

(H : 平成)

番 号	請求人が監査 対象とした 市長の行動 年 月 日	区 分	財 務 会 計 行 為 の あ っ た 日			
			燃 料 費 支 払 日	タ ク シ ー 料 金 又 は 公 用 車 委 託 料 支 払 日	有 料 道 路 通 行 料 支 払 日	交 際 費 支 払 日
1 番	H26. 7. 18	タ ク シ ー 券	—	H26. 8. 22	—	—
2 番	H26. 7. 23	市 長 車	H26. 8. 22	H26. 8. 26	H26. 9. 26	—
3 番	H26. 7. 24	タ ク シ ー 券	—	H26. 8. 26	—	—
4 番	H26. 7. 25	タ ク シ ー 券	—	H26. 8. 22	—	—
5 番	H26. 7. 26	市 長 車	H26. 8. 22	H26. 8. 26	—	—
6 番	H26. 7. 27	市 長 車	H26. 8. 22	H26. 8. 26	—	—
7 番	H26. 7. 29	市 長 車	H26. 8. 22	H26. 8. 26	—	—
8 番	H26. 7. 30	市 長 車	H26. 8. 22	H26. 8. 26	H26. 9. 26	—
9 番	H26. 7. 31	市 長 車	H26. 8. 22	H26. 8. 26	H26. 9. 26	—
1 0 番	H26. 8. 1	タ ク シ ー 券	—	H26. 9. 16	—	—
1 1 番	H26. 8. 7	タ ク シ ー 券	—	H26. 9. 26	—	—
1 2 番	H26. 8. 8	市 長 車	H26. 9. 19	H26. 9. 26	H26. 10. 21	—
1 3 番	H26. 8. 12	タ ク シ ー 券	—	H26. 9. 16	—	—
1 4 番	H26. 8. 14	タ ク シ ー 券	—	H26. 9. 26	—	—
1 5 番	H26. 8. 18	タ ク シ ー 券	—	H26. 9. 26	—	—
1 6 番	H26. 8. 19	タ ク シ ー 券	—	H26. 9. 26	—	—
1 7 番	H26. 8. 20	市 長 車	H26. 9. 19	H26. 9. 26	H26. 10. 21	—
1 8 番	H26. 8. 22	タ ク シ ー 券	—	H26. 9. 16	—	—
1 9 番	H26. 8. 24	タ ク シ ー 券	—	H26. 9. 26	—	—
2 0 番	H26. 8. 25	タ ク シ ー 券	—	H26. 9. 26	—	—
2 1 番	H26. 8. 27	タ ク シ ー 券	—	H26. 9. 16	—	—
2 2 番	H26. 9. 6	タ ク シ ー 券	—	H26. 10. 21	—	—
2 3 番	H26. 9. 13	タ ク シ ー 券	—	H26. 10. 21	—	—
2 4 番	H26. 9. 14	タ ク シ ー 券	—	H26. 10. 24	—	—
2 5 番	H26. 9. 15	市 長 車	H26. 10. 24	H26. 10. 28	H26. 11. 25	—
2 6 番	H26. 9. 16	タ ク シ ー 券	—	H26. 10. 24	—	—
2 7 番	H26. 9. 19	市 長 車	H26. 10. 24	H26. 10. 28	—	—
2 8 番	H26. 9. 22	市 長 車	H26. 10. 24	H26. 10. 28	—	—
2 9 番	H26. 9. 25	タ ク シ ー 券	—	H26. 10. 24	—	—

番号	請求人が監査対象とした市長の行動年月日	区分	財務会計行為のあった日			
			燃料費支払日	タクシー料金又は公用車委託料支払日	有料道路通行料支払日	交際費支払日
30番	H26. 9. 26	タクシー券	—	H26. 10. 24	—	—
31番	H26. 9. 27	市長車	H26. 10. 24	H26. 10. 28	H26. 11. 25	—
32番	H26. 9. 28	市長車	H26. 10. 24	H26. 10. 28	—	—
33番	H26. 9. 29	市長車	H26. 10. 24	H26. 10. 28	H26. 11. 25	—
34番	H26. 10. 1	市長車	H26. 11. 28	H26. 11. 28	H26. 12. 25	—
35番	H26. 10. 3	市長車	H26. 11. 28	H26. 11. 28	—	—
36番	H26. 10. 10	市長車	H26. 11. 28	H26. 11. 28	H26. 12. 25	—
37番	H26. 10. 11	市長車	H26. 11. 28	H26. 11. 28	—	—
38番	H26. 10. 14	タクシー券	—	H26. 11. 28	—	—
39番	H26. 10. 15	タクシー券	—	H26. 11. 25	—	—
40番	H26. 10. 18	タクシー券	—	H26. 11. 25	—	—
41番	H26. 10. 20	タクシー券	—	H26. 11. 25	—	—
42番	H26. 10. 21	タクシー券	—	H26. 11. 25	—	—
43番	H26. 10. 22	タクシー券	—	H26. 11. 25	—	—
44番	H26. 10. 28	タクシー券	—	H26. 11. 25	—	—
45番	H26. 10. 31	市長車	H26. 11. 28	H26. 11. 28	H26. 12. 25	H26. 10. 31
46番	H26. 11. 4	市長車	H27. 1. 9	H26. 12. 25	H27. 1. 30	—
47番	H26. 11. 8	市長車	H27. 1. 9	H26. 12. 25	—	—
48番	H26. 11. 9	タクシー券	—	H26. 12. 25	—	—
49番	H26. 11. 14	市長車	H27. 1. 9	H26. 12. 25	—	—
50番	H26. 11. 17	市長車	H27. 1. 9	H26. 12. 25	H27. 1. 30	—
51番	H26. 11. 20	市長車	H27. 1. 9	H26. 12. 25	H27. 1. 30	—
52番	H26. 11. 21	市長車	H27. 1. 9	H26. 12. 25	H27. 1. 30	H26. 11. 21
53番	H26. 11. 27	タクシー券	—	H26. 12. 25	—	—
54番	H26. 11. 28	市長車	H27. 1. 9	H26. 12. 25	—	—
55番	H26. 11. 29	市長車	H27. 1. 9	H26. 12. 25	—	—
56番	H26. 12. 4	タクシー券	—	H27. 1. 23	—	—
57番	H26. 12. 6	タクシー券	—	H27. 1. 23	—	—
58番	H26. 12. 8	市長車	H27. 2. 3	H27. 1. 27	H27. 2. 24	—

番号	請求人が監査対象とした市長の行動年月日	区分	財務会計行為のあった日			
			燃料費支払日	タクシー料金又は公用車委託料支払日	有料道路通行料支払日	交際費支払日
59番	H26.12.12	タクシー券	—	H27.1.23	—	—
60番	H26.12.13	タクシー券	—	H27.1.23	—	—
61番	H26.12.14	市長車	H27.2.3	H27.1.27	—	—
62番	H26.12.16	市長車	H27.2.3	H27.1.27	H27.2.24	—
63番	H26.12.17	市長車	H27.2.3	H27.1.27	H27.2.24	—
64番	H26.12.18	タクシー券	—	H27.1.23	—	—
65番	H26.12.20	タクシー券	—	H27.1.23	—	—
66番	H26.12.22	市長車	H27.2.3	H27.1.27	—	—
67番	H26.12.24	市長車	H27.2.3	H27.1.27	H27.2.24	—
68番	H26.12.25	市長車	H27.2.3	H27.1.27	H27.2.24	—
69番	H26.12.28	タクシー券	—	H27.1.23	—	—
70番	H26.12.31	タクシー券	—	H27.1.23	—	—
71番	H27.1.1	タクシー券	—	H27.2.20	—	—
72番	H27.1.7	タクシー券	—	H27.2.20	—	—
73番	H27.1.9	市長車	H27.2.27	H27.2.27	—	—
74番	H27.1.17	市長車	H27.2.27	H27.2.27	H27.3.24	—
75番	H27.1.19	タクシー券	—	H27.2.20	—	—
76番	H27.1.21	市長車	H27.2.27	H27.2.27	H27.3.24	—
77番	H27.1.24	市長車	H27.2.27	H27.2.27	H27.3.24	H27.1.24
78番	H27.1.27	タクシー券	—	H27.2.20	—	—
79番	H27.1.30	市長車	H27.2.27	H27.2.27	—	—
80番	H27.2.1	タクシー券	—	H27.3.20	—	—
81番	H27.2.2	市長車	H27.3.24	H27.3.24	—	—
82番	H27.2.4	市長車	H27.3.24	H27.3.24	H27.4.24	—
83番	H27.2.5	市長車	H27.3.24	H27.3.24	H27.4.24	H27.2.5
84番	H27.2.6	市長車	H27.3.24	H27.3.24	—	—
85番	H27.2.7	タクシー券	—	H27.3.24	—	—
86番	H27.2.9	市長車	H27.3.24	H27.3.24	H27.4.24	—
87番	H27.2.10	市長車	H27.3.24	H27.3.24	—	—

番号	請求人が監査対象とした市長の行動年月日	区分	財務会計行為のあった日			
			燃料費支払日	タクシー料金又は公用車委託料支払日	有料道路通行料支払日	交際費支払日
88番	H27.2.11	市長車	H27.3.24	H27.3.24	H27.4.24	—
89番	H27.2.12	市長車	H27.3.24	H27.3.24	H27.4.24	—
90番	H27.2.13	タクシー券	—	H27.3.20	—	—
91番	H27.2.16	市長車	H27.3.24	H27.3.24	H27.4.24	—
92番	H27.2.17	タクシー券	—	H27.3.20	—	—
93番	H27.2.18	タクシー券	—	H27.3.20	—	—
94番	H27.2.19	タクシー券	—	H27.3.20	—	—
95番	H27.2.20	市長車	H27.3.24	H27.3.24	H27.4.24	—
96-1番	H27.2.21	市長車	H27.3.24	H27.3.24	—	—
96-2番	H27.2.21	タクシー券	—	H27.3.24	—	—
97番	H27.2.26	市長車	H27.3.24	H27.3.24	H27.4.24	—
98番	H27.2.27	タクシー券	—	H27.3.20	—	—
99番	H27.2.28	タクシー券	—	H27.3.20	—	—
100番	H27.3.1	市長車	H27.4.24	H27.4.24	—	—
101番	H27.3.5	タクシー券	—	H27.4.24	—	—
102番	H27.3.9	市長車	H27.4.24	H27.4.24	H27.5.22	—
103番	H27.3.11	市長車	H27.4.24	H27.4.24	H27.5.22	—
104番	H27.3.12	タクシー券	—	H27.4.24	—	—
105番	H27.3.17	市長車	H27.4.24	H27.4.24	H27.5.22	—
106番	H27.3.18	タクシー券	—	H27.4.24	—	—
107番	H27.3.19	市長車	H27.4.24	H27.4.24	—	—
108番	H27.3.20	タクシー券	—	H27.4.24	—	—
109番	H27.4.2	市長車	H27.5.29	H27.6.5	H27.6.26	—
110番	H27.4.18	市長車	H27.6.30	H27.6.5	—	—
111番	H27.5.6	市長車	H27.6.30	H27.6.30	H27.7.24	—
112番	H27.5.8	市長車	H27.6.30	H27.6.30	H27.7.24	—
113番	H27.5.13	市長車	H27.7.31	H27.6.30	H27.7.24	H27.5.13
114番	H27.5.16	市長車	H27.7.31	H27.6.30	H27.7.24	—
115番	H27.5.18	市長車	H27.7.31	H27.6.30	—	—

番号	請求人が監査 対象とした 市長の行動 年月日	区分	財務会計行為のあった日			
			燃料費 支払日	タクシー料金 又は公用車 委託料支払日	有料道路 通行料支払日	交際費 支払日
116番	H27.6.4	市長車	H27.7.31	H27.7.31	H27.8.28	—
117番	H27.6.11	市長車	H27.8.31	H27.7.31	H27.8.28	—
118番	H27.6.12	市長車	H27.8.31	H27.7.31	H27.8.28	—
119番	H27.6.15	市長車	H27.8.31	H27.7.31	H27.8.28	—
120番	H27.6.16	市長車	H27.8.31	H27.7.31	—	—
121番	H27.7.11	市長車	H27.9.30	H27.9.4	—	—
122番	H27.7.16	市長車	H27.9.30	H27.9.4	—	—
123番	H27.7.20	市長車	H27.9.30	H27.9.4	—	—
124番	H27.7.23	市長車	H27.9.30	H27.9.4	—	—
125番	H27.7.24	市長車	H27.9.30	H27.9.4	H27.9.25	—
126番	H27.7.28	市長車	H27.9.30	H27.9.4	—	—